

令和7年度長岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年4月策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等（障害福祉サービス事業所等）
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している事業所（企業）
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この号において「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次の要件の全てを満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - (ア) 障害者数（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第23号）第1条第2号イに規定する障害者数をいう。（イ）及び（ウ）において同じ。）が5人以上であること。
 - (イ) 労働者数のうちに障害者数の占める割合が20パーセント以上であること。
 - (ウ) 障害者数のうちに重度身体障害者（障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者数の占める割合が30パーセント以上であること。
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

本市において障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類
- イ 縫製品
- ウ 紙製品
- エ 園芸用の苗又は用土
- オ 印刷製品
- カ 生活雑貨
- キ アからカまでに掲げるもののほか、障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 市有施設の管理又は運営
- イ 公園その他の屋外施設の清掃又は除草
- ウ 軽作業
- エ アからウまでに掲げるもののほか、障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

令和7年度の調達目標は、7, 800万円とする。

6 調達の推進を図るための方策

- (1) 市内の障害者就労施設等から供給可能な物品等に関する情報を収集し、本市の全ての機関に対してこれを適切に周知することなどにより、障害者就労施設等からの調達が図られるよう努めるものとする。
- (2) 長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第129条第3項第3号の規定を適切に活用し、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 市と施設等管理業務の委託を受けている相手方等に対し、障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。
- (4) 第1号に規定する情報の収集及び周知に当たっては、障害福祉サービス事業所等の共同受注窓口である長岡市障害者協働ネットワークと十分に連携しながら行うとともに、長岡市障害者協働ネットワークの運営等に関して必要な支援を行うことにより、本市の各機関の需要に合致した製品の充実が図られ、調達が一層推進できるよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市は、各年度の調達方針を作成したときは、速やかに長岡市ホームページ等で公表する。
- (2) 市は、各年度の終了後、速やかに調達実績を集計し、長岡市ホームページ等で公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。